

神戸市中小企業の脱炭素化による競争力強化助成制度 Q & A 集 (令和4年3月22日時点)

※本Q & A 集は、事業者からの問い合わせ等を踏まえ随時更新予定です。
最新の情報もしくは不明な点がございましたら、HPをご確認いただくか、公募要領に記載の問合せ先までご連絡下さい。

【 1. 助成対象者について 】

Q 1-1. 個人事業主は助成対象者となれますか。

A 1-1. 個人事業主も中小企業基本法第2条に定める中小企業者に該当しますので、助成対象者となることができます。

Q 1-2. 本社は市外ですが、神戸市内に事業所がある場合、対象となりますか。

A 1-2. 本社が市外であっても、神戸市内の主たる事業所（神戸市の法人市民税の課税対象となる事業所）に設備を導入する場合は対象となります。

Q 1-3. 多店舗展開していますが、店舗ごとに申請できますか。

A 1-3. できません。申請は、1事業者につき1回です。（A型とB型の両方に申請することは可能です。）

Q 1-4. 創業予定者は申請できますか。

A 1-4. できません。神戸市内の主たる事業所において、交付申請書の提出日の1年以上前から継続して事業を営んでいる事業者が対象です。

Q 1-5. 農業法人は対象になりますか。

A 1-5. 本助成は、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者を対象としています（同法では、会社法の会社又は有限会社に限り、農業法人は対象となります）。
なお、個人農家も申請は可能です。住民票の写し・確定申告書全部の写し・開業届の写しを提出いただき、事業を行っていることを確認します。

【 2. 助成申請について 】

Q 2-1. 国・県などの他の助成制度に、今回の申請内容と同様の申請をすることはできますか。

A 2-1. 本助成制度以外への重複申請は可能ですが、その旨を必ず助成金交付申請書に記載して下さい。
なお、助成金の交付を重複して受けることはできませんので、他の助成金の交付を受けられる場合は、本助成は取り消されます。

Q 2-2. 助成の対象となる事業の区分（以下「助成区分」という。）について、A型とB型の両方に申請することは可能ですか。

A 2-2. 可能です。それぞれの区分ごとに申請に必要な書類一式を提出して下さい。

Q 2-3. 助成区分A型で200万円の工作機械1台を市内事業者に発注して導入する場合は助成対象となりますか。

A 2-3. 設備投資額が250万円に満たないため、申請はできません。

Q 2-4. 助成区分A型で、200万円の工作機械1台を市内事業者が発注してX工場に導入し、同じく200万円の工作機械1台を市内事業者が発注してY工場に導入する場合は、助成対象となりますか。

A 2-4. 設備投資額が250万円以上になるため、対象となります（200万円×2=400万円）。なお、申請いただく際は申請書類一式を二つに分けるのではなく、一つの申請書類にまとめて（二つの工場に一つずつ工作機械を導入する旨記載）提出して下さい。

Q 2-5. すでに設備導入のための契約を締結していますが、助成金を受けることは可能ですか。

A 2-5. 対象となりません。神戸市からの交付決定日以降に発注・契約締結した事業・経費が対象となります。

Q 2-6. 交付を受けられるか受けられないかはいつ頃分かりますか。

A 2-6. 6月上旬を予定しております。

Q 2-7. 助成区分A型の場合、新たな設備を導入した後も、従来の設備をそのまま利用することは可能ですか。

A 2-7. 設備更新の場合は従来の設備は利用できません。従来の設備が処分されたことが確認できない場合、助成金は交付いたしませんのでご注意ください。

一方、新たに設備を導入する場合の申請も可能ですので、従来の設備をそのまま利用する場合は、新たな設備の導入である旨わかるように申請して下さい。なお新たな設備の導入である場合は、旧モデルと比較して排出されるCO2の量が15%以上削減される設備を助成対象とします。

Q 2-8. 旧モデルとはどのように考えるのですか。

A 2-8. 機能や構造の変更など、大きな変更があった場合をモデル変更とみなし、最新モデルの一世代前のモデルを旧モデルと考えます。ただし、デザイン（色等）の変更など、機能が変わらない変更についてはモデル変更とはみなせません。

【 3. 助成の対象となる事業について 】

Q 3-1. 一般的な事務所の蛍光灯をLED照明に更新するような場合、助成対象となりますか。

A 3-1. 照明設備は本助成制度の対象とはなりません。

Q 3-2. 一般的な事務所の空調設備を高効率の空調設備に更新するような場合、助成対象となりますか。

A 3-2. 空調設備は本助成制度の対象とはなりません。

Q 3-3. 車両の更新（クリーンエネルギー自動車）や建設機械などの重機は対象となりますか。

A 3-3. 対象となりません。

なお、クリーンエネルギー自動車に関しては、本市の環境局が実施する補助制度が該当する場合があります。最新の情報は環境保全指導課（4/1より環境創造課）にご確認下さい。
<https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/kankyotaisaku/kotuukougai/jisedaicar.html>
（令和4年3月10日時点）

Q 3-4. リースにより設備を導入する場合は対象となりますか。

A 3-4. 対象となりません。

Q 3-5. 建物の断熱、遮熱等は対象となりますか。

A 3-5. 対象となりません。

Q 3-6. 蓄電池は対象となりますか。

A 3-6. 対象となります。

Q 3-7. 再生可能エネルギー100%電力とはどのようなものですか。

A 3-7. 再生可能エネルギーは、太陽光や風力・水力、地熱など自然界に常に存在するエネルギーのことです。再生可能エネルギー100%電力とは、再生可能エネルギーにより生み出された電力のことで、CO₂を排出しません。

Q 3-8. 中古品は対象となりますか。

A 3-8. 対象となりません。

Q 3-9. 自ら作って固定資産計上する設備（自社製品等）は対象となりますか。

A 3-9. 対象となりません。

Q 3-10. CO₂の削減率はどのように計算すれば良いですか。

A 3-10. 削減率（%）は、設備ごとに、「新たに導入する設備の年間エネルギー消費量等」をa、「既存設備の年間エネルギー消費量等（対象となる既存設備がない場合は、前モデルのカ

タログ値等を適用)」をbとし、【 $[(a-b) / b] \times 100$ 】の計算式により算出してください。

※計算式は「(様式第5号-イ) エネルギー効率効果確認書 (A. CO2 排出量が従前より 15% 以上削減される設備の導入型)」にも記載しています。

Q 3-11. 「(様式第5号-イ) エネルギー効率効果確認書 (A. CO2 排出量が従前より 15%以上削減される設備の導入型)」について
電力の CO2 排出量を計算するための二酸化炭素換算係数欄には電気事業者別排出係数のどの数値を記入すれば良いですか。

A 3-11. 環境省「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」のページ

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

の「電気事業者別排出係数一覧」の最新の PDF をご確認ください。

本助成制度では、「調整後排出係数」の「(残差)」(記載がない場合は「(参考値)」)の値を用いてください。

(例)

下記電気事業者(株式会社△△)の場合は二酸化炭素換算係数欄に「0.000481」をご記入ください。

【小売電気事業者】

登録番号	電気事業者名	基礎排出係数 (t-CO2/kWh)	調整後排出係数 (t-CO2/kWh)		各事業者の把握率 (%)	把握できなかった理由
A00000	株式会社△△	0.000475	メニューA	0.000000	75.42	
			メニューB	0.000000		
			メニューC	0.000000		
			メニューD (残差)	0.000481		
			(参考値) 事業者全体	0.000512		

Q 3-12. 「(様式第5号-ロ) エネルギー効率効果確認書 (B. 再生可能エネルギー100%電力関連設備の導入型)」について

「2. 導入の効果」に記入する事業所の消費電力量は実際に電力を使用した月の電力量を記載すれば良いですか。それとも、電力会社から請求が届いた月の電力量を記載すれば良いですか。

A 3-12. 電力会社からの請求が届いた月の電力量をご記入ください。

Q 3-13. 温室など農業用ハウスは主たる事業所に該当しますか。

A 3-13. 農業用ハウスについては、固定資産税の建物(家屋)に該当する場合は対象となります。ただし、償却資産(器具及び備品など)に該当する場合は対象となりません。

【 4. 助成期間について 】

Q 4-1. 神戸市から交付決定を受けた場合、いつまでに設備の取得・決済完了をしなければなりませんか。

A 4-1. 令和5年2月28日までに設備の取得・決済の完了をして下さい。

Q 4-2. コロナの影響で物流が滞る等により、令和5年2月28日までに設備の導入が間に合わなかった場合、助成金の取り扱いはどうなりますか。

A 4-2. 令和5年2月28日までに設備の取得・決済完了が間に合わなかった場合は、助成金の交付はいたしませんので、この点は十分ご考慮のうえ申請して下さい。

【 5. その他 】

Q 5-1. 令和4年度は「神戸市中小企業投資促進等助成制度」の募集はしないのですか。

A 5-1. 令和4年度の「神戸市中小企業投資促進等助成制度」は6月中旬頃に公募を開始する予定です。要領等は下記ホームページに掲載予定です（6月中旬頃）。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a93457/business/sangyoshinko/shokogyo/venture/monodukuri/toshisokushin/index.html>